

第 2 章

真岡市障がい者計画（第3期計画） の基本的な考え方

1 計画の理念

「真岡市障がい福祉計画（第7期計画）」及び「真岡市障がい児福祉計画（第3期計画）」は、本市が取り組むべき障がい者・児に対する福祉施策の基本方向を定めた計画である「真岡市障がい者計画（第3期計画）」の内、主として障害福祉サービスの分野を受け持つ計画であることから、以下の真岡市障がい者計画（第3期計画）の理念をもって、本計画の理念とします。



すべての人がともに生きる

やさしさのあるまちづくり



2 真岡市障がい者計画（第3期計画）の基本目標

基本理念の実現に向けて、次の5つの基本目標を掲げ、計画の推進を図ります。

基本目標1 ともに生きる社会の実現

障がいのある人に対する社会の偏見や差別といった社会的障壁が取り除かれるよう、障害者差別解消法の趣旨に基づき、差別解消に向けて取り組みます。福祉教育等を通じて、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための啓発活動を、より一層推進していきます。また、障害者虐待防止法に基づき、障がいのある人への虐待を防止するとともに、障がいのある人の権利擁護のための取り組みを推進します。

基本目標2 地域での暮らしを支える生活支援の充実

障がいのある人の地域での生活（暮らし）を支えるため、相談支援体制の強化や地域福祉活動の促進、障害福祉サービス等の質の向上に努めます。さらに、保健・医療との連携などを図りながら、地域生活支援拠点の整備について検討するなど、地域社会全体でサポート体制の構築に努めます。

基本目標3 障がい児支援の充実

地域社会の一員として、障がいのある子どもの成長を支えていくため、保健・医療・福祉、教育、就労等の連携強化により、子どもの成長に応じた適切な支援が引き継がれる体制の整備を図ります。

また、共生社会の形成につながるように、障がいの有無にとらわれず、子ども同士の交流機会や共に学ぶ機会の拡充を図りながら、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合うことの大切さを学べる環境づくりを目指します。

基本目標4 社会参加の拡充

障がいのある人が、適性と能力に応じて可能な限り仕事を持ち、継続して働けるように、雇用・就労支援の充実を図ります。また、障がいのある人の多様な社会活動への参加を促進するため、文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動の振興、交流機会の拡充、移動支援などに取り組みます。

基本目標5 安全・安心で暮らしやすいまちづくり

障がいのあるなしに関わらず、誰もが安心して暮らせるようにバリアフリーやユニバーサルデザインの視点を踏まえたまちづくりや情報提供の充実、居住支援を推進します。また、地域住民や関係機関との連携を図りながら、防災や防犯対策に取り組めます。

3 真岡市障がい者計画（第3期計画）の施策の体系

基本理念

すべての人がともに生きる
 やつらいつらのあるまじいへん

基本目標

1. とともに生きる社会の実現

2. 地域での暮らしを支える生活支援の充実

3. 障がい児支援の充実

4. 社会参加の拡充

5. 安全・安心で暮らしやすいまちづくり

施策

- (1) 相互理解の促進
- (2) 差別解消の推進
- (3) 権利擁護の推進
- (4) 行政における配慮の推進
- (1) 相談体制の充実
- (2) 地域生活を支えるサービスの充実
- (3) 地域の福祉力の向上
- (4) 地域の保健・医療体制の充実
- (1) 切れ目のない支援体制の充実
- (2) 個性や特性に応じた能力を伸ばす教育の推進
- (1) 雇用・就労の支援
- (2) 社会参加の促進
- (1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
- (2) 情報提供の充実
- (3) 安心して暮らせる住まいの確保
- (4) 防災・防犯・感染症対策等の推進

4 障害福祉サービス等の体系

障がいのある人、障がいのある児童を対象とした障害者総合支援法、児童福祉法によるサービス体系は、以下のようになっています。

